

平成29年3月31日 決裁
平成30年3月30日 改正
平成30年9月21日 改正
令和元年9月24日 改正
令和3年4月1日 改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、別に定めがあるもののほか、大槌町が行う介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「大槌町総合事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、この要綱において定めるもののほか、法、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）及び地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」別紙。以下「実施要綱」という。）の例による。

(事業の目的)

第3条 総合事業は、大槌町が中心となって、地域の実情に応じ、住民等の多様な主体が参画して多様なサービスを充実することにより、地域において支え合うことができる体制の構築を推進し、もって要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目的とする。

(事業の内容)

第4条 町長は、大槌町総合事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

(1) 介護予防・生活支援サービス事業（第1号事業）

ア 訪問型サービス（第1号訪問事業）

指定事業者により実施する旧介護予防訪問介護に相当するもの

イ 通所型サービス（第1号通所事業）

(ア) 通所介護事業所の従事者によるサービス

指定事業者により実施する旧介護予防通所介護に相当するもの

(イ) 通所型サービスC

保健・医療の専門職により提供される、3か月から6か月までの短期間で行われるサービス

ウ その他生活支援サービス

エ 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）

(2) 一般介護予防事業

ア 介護予防把握事業

イ 介護予防普及啓発事業

ウ 地域介護予防活動支援事業

エ 一般介護予防事業評価事業

オ 地域リハビリテーション活動支援事業

(第1号訪問事業又は第1号通所事業に要する費用の額)

第5条 省令第140条の63の2第1項第1号イの規定により大槌町が定める第1号訪問事業又は第1号通所事業に要する費用の額は、厚生労働大臣が定める1単位の単価に別表に掲げる単位数を乗じて算定するものとする。

2 前項の規定により算定した場合において、当該額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。

(第1号事業支給費に係る審査及び支払)

第6条 町長は、第1号事業支給費に係る審査及び支払に関する事務を、法第115条の45の3第6項の規定により岩手県国民健康保険団体連合会に委託して行う。

(第1号事業支給費に係る支給限度額)

第7条 第1号事業支給費に係る支給限度額は、介護予防サービス費等に係る支給限度額の例による。ただし、第1号事業のうち町長が個別に委託する事業については、当該事業に係る第1号事業支給費の額を当該支給限度額の算定に含めないものとする。

(事業対象者の支給限度額)

第8条 事業対象者(省令第140条の62の4第2号に定める第1号被保険者)の支給限度額は、厚生労働大臣が定める要支援1の介護予防サービス費等区分支給限度基準額とする。

2 前項の規定に関わらず、利用者の状況から特に要支援1の限度額を超える量のサービスが必要とされると町長が認めた場合は、要支援2の介護予防サービス費等区分支給限度基準額までの範囲により算

定することができる。

(高額介護予防サービス費等相当事業)

第9条 町長は、高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業(以下「高額介護予防サービス費等相当事業」という。)を行う。

2 高額介護予防サービス費等相当事業の利用者負担段階及び負担限度額等については、法第61条及び法第61条の2に定める規定を準用する。

(償還給付等の手続)

第10条 第1号事業支給費に係る償還給付及び高額介護予防サービス費等相当事業費の支給に関する手続については、大槌町介護保険条例等施行規則(平成27年12月28日 第35号)第22条に定める規定を準用する。

(第1号事業支給費の額の特例)

第11条 町長は、災害その他特別な事情があることにより必要な費用を負担することが困難であると認めるときは、居宅要支援被保険者等の申請により、第1号事業支給費の額の特例を決定することができる。

2 第1号事業支給費の額の特例に関する基準及び手続は、大槌町介護保険条例施行規則に定める規定を準用する。

3 法第60条に規定する介護保険給付の額の特例を受けている居宅要支援被保険者は、第1号事業支給費の額の特例を決定されたものとみなす。

(指定事業者の指定基準等)

第12条 指定事業者は、指定事業者の指定に係る事業所ごとに、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める指定基準に従い、サービス事業を行わなければならない。

(1) 訪問型サービス

旧介護予防訪問介護に相当するサービス 介護保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成27年厚生労働省令第4号)第5条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号。以下「旧指定介護予防サービス等基準」という。)に規定する旧介護予防訪問介護に係る基準の例による基準及び実施要綱に規定する基準

(2) 通所型サービス

旧介護予防通所介護に相当するサービス 旧指定介護予防サービス等基準に規定する旧介護予防通所介護に係る基準の例による基準及び実施要綱に規定する基準

2 第1号事業を実施する事業者の指定に関する手続等については、町長が別に定める。

(区域外の事業所に係る特例)

第13条 大槌町の区域外にある事業所(町長が行った指定事業者の指定に係るものに限る。)において指定事業者が行う事業が行われる場合において、町長が適当であると認めるときは、当該指定事業者が行う事業に要する費用の額、当該指定事業者が行う事業に係る第1号事業支給費の額及び当該指定事業者が行う事業に関する基準は、当該事業所の所在する市区町村の長が定めるところによるものとする。

(事業の委託)

第14条 町長は、介護予防ケアマネジメントについて、法第115条の47第1項に規定する厚生労働省令で定める者に委託して実施することができる。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、大槌町介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

大槌町が定める第1号訪問事業又は第1号通所事業は、それぞれ以下に掲げる単位により費用を算定するものとする。なお、当該費用の算定にあたっては、以下に掲げる他は、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（平成30年厚生労働省告示第78号）第21条による改正前の指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について（平成30年3月22日老高発0322第2号・老振発0322第1号・老老発0322第3号、厚生労働省老健局高齢者支援・振興・老人保健課長連名通知）による改正前の指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月17日老計発第0317001号、老振発第0317001号、老老発第0317001号、厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知）、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（令和3年厚生労働省告示第73号）及び実施要綱に準ずるものとする。

1 第1号訪問事業

(1) 介護予防訪問介護相当サービス（省令第140条の63の2第1項第1号イに規定する旧介護予防訪問介護に相当するサービス）

サービス名称	対象者	単位数	備考
訪問型サービス費Ⅰ	事業対象者又は要支援1若しくは2	月毎に 1,176単位	1月につき週1回程度の訪問
訪問型サービス費Ⅱ	事業対象者又は要支援1若しくは2	月毎に 2,349単位	1月につき週2回程度の訪問
訪問型サービス費Ⅲ	要支援2	月毎に 3,727単位	1月につき週2回を超える程度の訪問
訪問型サービス費Ⅳ	事業対象者又は要支援1若しくは2	268単位	1月の中で1回から4回までの訪問
訪問型サービス費Ⅴ	事業対象者又は要支援1若しくは2	272単位	1月の中で5回から8回までの訪問
訪問型サービス費Ⅵ	要支援2	287単位	1月の中で9回から12回までの訪問
訪問型短時間サービス	事業対象者又は要支援1若しくは2	167単位	1回当たり20分以内で、1月につき1回から22回までの訪問
初回加算	事業対象者又は要支援1若しくは2	200単位	
生活機能向上連携加算Ⅰ	事業対象者又は要支援1若しくは2	100単位	
生活機能向上連携加算Ⅱ	事業対象者又は要支援1若しくは2	200単位	
訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ		所定単位数の 137/1000	
訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ		所定単位数の 100/1000	
訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ		所定単位数の 55/1000	
訪問型サービス処遇改		訪問型サービス処遇	

善加算Ⅳ		改善加算Ⅲの90%	
訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ		訪問型サービス処遇改善加算Ⅲの80%	
訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅰ		所定単位数の 63/1000	
訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅱ		所定単位数の 42/1000	

2 第1号通所事業

(1) 介護予防通所介護相当サービス（省令第140条の63の2第1項第1号イに規定する旧介護予防通所介護に相当するサービス）

サービス名称	対象者	単位数	備考
通所型サービス1	事業対象者又は要支援1	月毎に 1,672単位	月単位での通所
通所型サービス2	要支援2	月毎に 3,428単位	月単位での通所
通所型サービス1回数	事業対象者又は要支援1	384単位	1月の中で1回から4回までの通所
通所型サービス2回数	要支援2	395単位	1月の中で5回から8回までの通所
生活機能向上グループ活動加算		100単位	
運動器機能向上加算		225単位	
栄養アセスメント加算		50単位	
栄養改善加算		200単位	
口腔機能向上加算（Ⅰ）		150単位	
口腔機能向上加算（Ⅱ）		160単位	
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	事業対象者又は要支援1	88単位	
	要支援2	176単位	
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	事業対象者又は要支援1	72単位	
	要支援2	144単位	
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	事業対象者又は要支援1	24単位	
	要支援2	48単位	
生活機能向上連携加算（Ⅰ）		100単位	
生活機能向上連携加算（Ⅱ）		200単位	運動器機能向上加算を算定している場合 100単位
通所型サービス処遇改善加算Ⅰ		所定単位数の 59/1000	
通所型サービス処遇改善加算Ⅱ		所定単位数の 43/1000	

通所型サービス処遇改善加算Ⅲ		所定単位数の 23/1000	
通所型サービス処遇改善加算Ⅳ		通所型サービス処遇改善加算Ⅲの90%	
通所型サービス処遇改善加算Ⅴ		通所型サービス処遇改善加算Ⅲの80%	
通所型サービス特定処遇改善加算Ⅰ		所定単位数の 12/1000	
通所型サービス特定処遇改善加算Ⅱ		所定単位数の 10/1000	

3 第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）

サービス名称	対象者	単位数	備考
介護予防ケアマネジメント費	要支援1又は2	438 単位	1月につき
初回加算		300 単位	新規に介護予防ケアマネジメントを作成する利用者（要支援からの移行者を除く）